

新潟県子どもの貧困対策推進計画

平成 28 年 3 月



目 次

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
第2章	本県の子どもを取り巻く現状と課題	3
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	20
2	基本目標	20
3	子どもの貧困に関する指標	20
4	達成目標	23
5	施策体系	24
第4章	施策の展開	
	施策体系 I 子どもに対する支援	26
	II 保護者等に対する支援	35
	III 連携推進体制の構築	39
	IV 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進	40
第5章	計画の進捗管理	41
【資料編】		
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	1
	子供の貧困対策に関する大綱	5
	新潟県子どもの貧困対策推進計画検討委員会委員名簿	9

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国民生活基礎調査（厚生労働省）によると我が国の子どもの貧困率は1990年代半ばからおおむね上昇傾向にあり、平成24年で過去最高の16.3%となっています。

こうした中、平成25年6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、平成26年1月に施行されました。

また同年8月、同法第8条に基づき、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本県においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう子どもの貧困対策について現状の把握や課題を整理した上で、大綱に基づき、新潟県子どもの貧困対策推進計画を策定し、施策を展開していくこととします。

2 計画の位置付け

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画であり、県の最上位計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」（以下「政策プラン」という。）とその下位計画である「新潟県子ども・子育てプラン」と整合を図り、国や市町村などの関係機関相互の連携の下に子どもの貧困対策を総合的に推進するものです。

3 計画の期間

平成27年度から平成32年度の6年間とします。

ただし、法改正や国の大綱の見直し、「政策プラン」の見直し等により、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

第2章 本県の子どもを取り巻く現状と課題

1 子どもの貧困率の推移（全国）

- ・ 6人に1人の子どもが貧困世帯となっている
- ・ 大人が1人の世帯のうち、半数以上は貧困世帯である

子どもの貧困の実態については、貧困線を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「相対的貧困率」（子どもの貧困率）という手法を用いた指標が3年に1度、厚生労働省から公表されています。

全国の子どもの貧困率は、平成24年で16.3%と過去最高となり、また子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は54.6%と、大人が2人以上の世帯に比べて高い水準にあります。

全国の貧困率の状況

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率(※1)	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率(※2)	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯の貧困率(※3)	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人(※4)が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

※1 「相対的貧困率」は、貧困線に満たない世帯員の割合

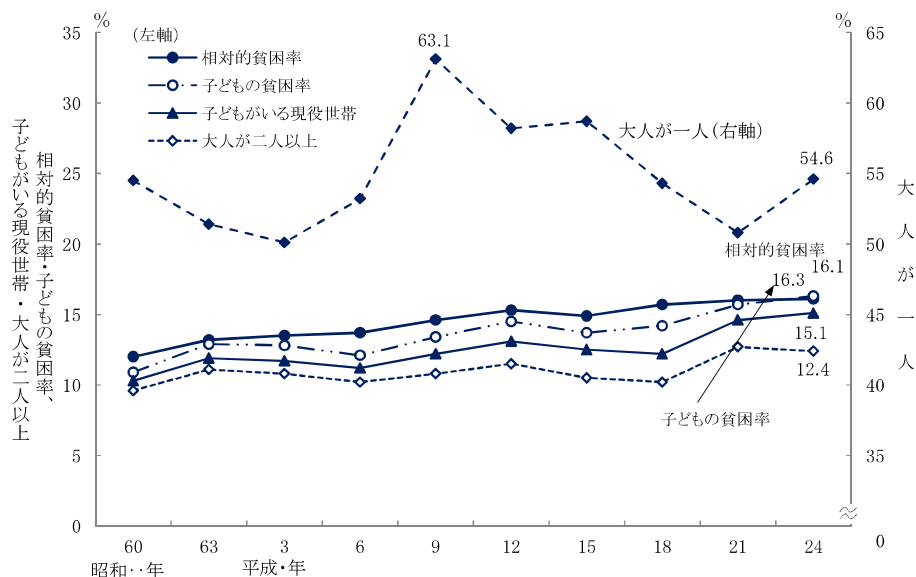
※2 「子どもの貧困率は、子ども(※4)全体に占める貧困線に満たない子どもの割合

※3 「子どもがいる現役世帯の貧困率」は、現役世帯(※4)に属する世帯全員に占める、貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

※4 「大人」とは18歳以上の者、「子ども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

(厚生労働省 平成25年国民生活基礎調査)

■ グラフで見る貧困率



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

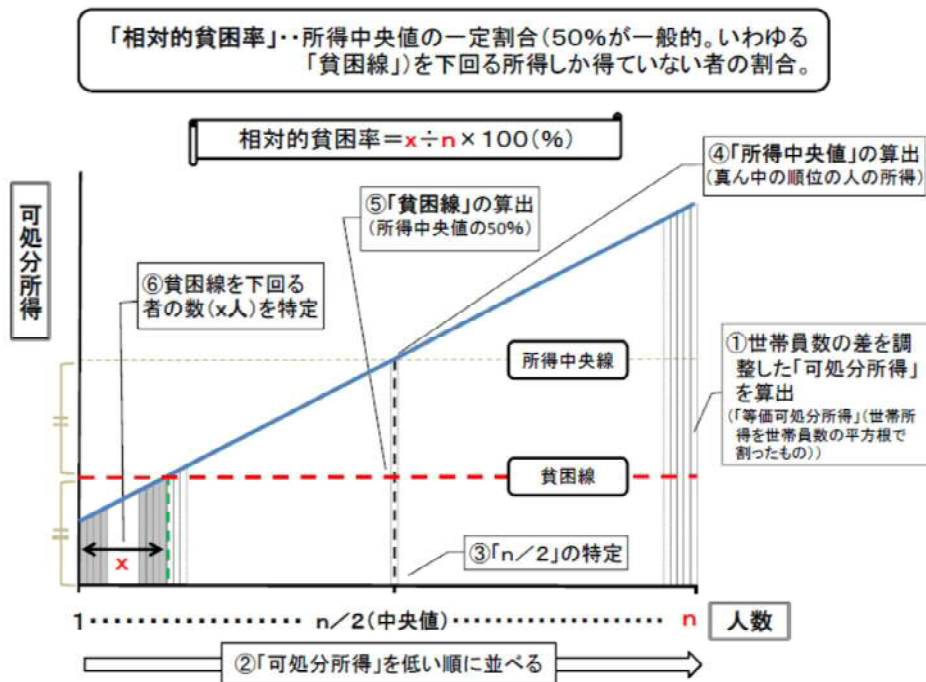
(厚生労働省 平成25年国民生活基礎調査)

■ 相対的貧困率について

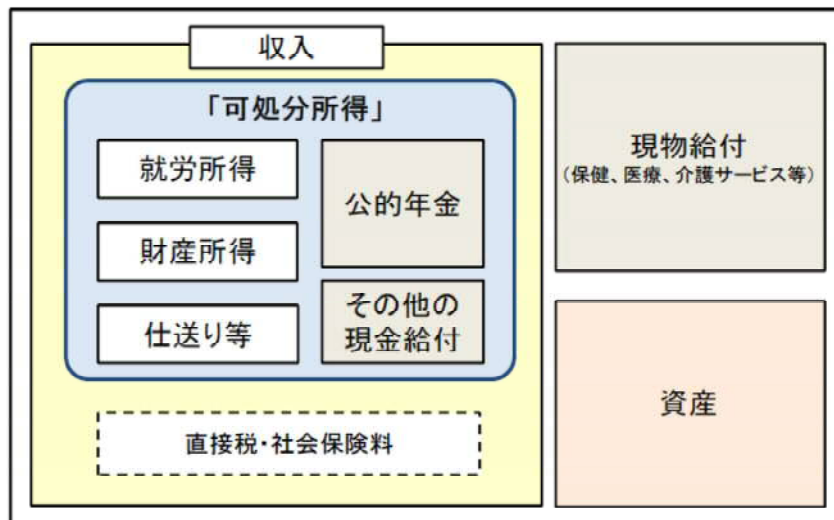
「相対的貧困率」は、経済協力開発機構（OECD）で用いられている指標で、可処分所得を低い順に並べ、真ん中の順位の人所得の半分（貧困線）に満たない人の割合のことをいいます。この率が高くなるほど、低所得者層に人口が集まっていることを意味します。

「子どもの貧困率」も同様に算出しますが、一般的には子どもの収入はないため、親の所得を用いて計算し、真ん中の順位の人所得の半分に満たない17歳以下の子どもの割合を示します。

平成24年の場合、所得が122万円未満の人の割合を指します。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



(厚生労働省作成資料)

2 ひとり親家庭の状況

- ・ひとり親家庭の世帯数は増加傾向となっている
- ・母子世帯の約6割が年収200万円未満である

(1) ひとり親世帯数

平成22年の県内の母子世帯及び父子世帯数は平成17年に比べ増加しました。

(1) 母子世帯

	H12	H17	H22	H22-H17
新潟県	8,318	9,927	10,364	+437
全国	625,904	749,048	755,972	+6,924

(2) 父子世帯

	H12	H17	H22	H22-H17
新潟県	991	1,110	1,148	+38
全国	87,373	92,285	88,689	▲3,596

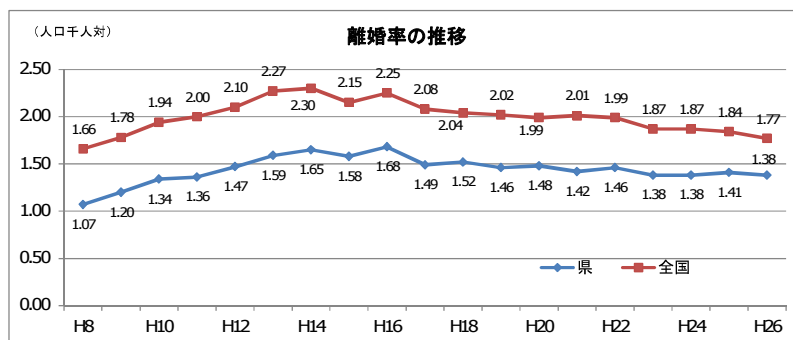
※国勢調査における母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

(総務省統計局 国勢調査)

(2) 離婚率

県内の平成26年度の離婚件数は3,175組で前年より101組減少しています。離婚率は人口千対1.38で前年より0.03ポイント下回りましたが、全国順位は46位となっています。

		H22	H23	H24	H25	H26
新潟県	離婚数(組)	3,438	3,253	3,222	3,276	3,175
	離婚率(人口千対)	1.46	1.38	1.38	1.41	1.38
	全国順位	47位	47位	47位	47位	46位
		(最下位)	(最下位)	(最下位)	(最下位)	
全国の離婚率(人口千対)		1.99	1.87	1.87	1.84	1.77

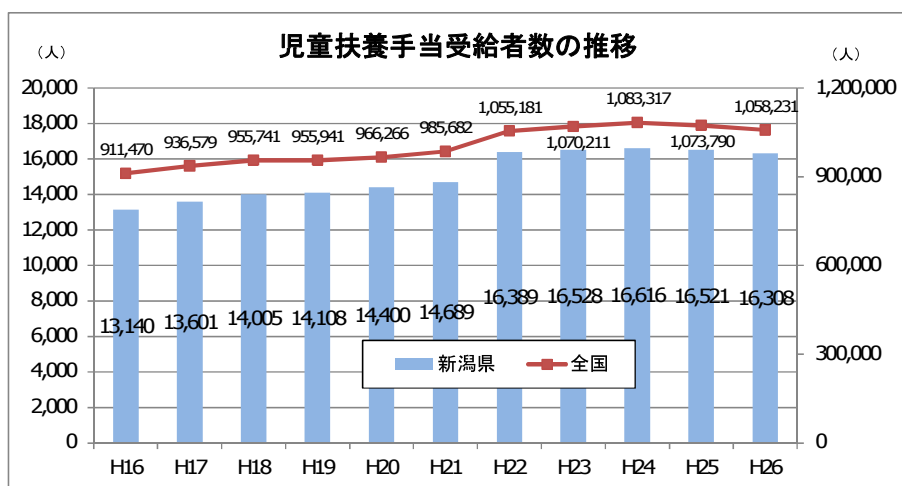


※人口千対: (年間離婚届出数/10/1現在の人口)×1000
(厚生労働省 人口動態統計)

(3) 児童扶養手当受給者数

県内の児童扶養手当受給者数は平成24年度をピークに減少傾向にあり、平成26年度で16,308人となっています。

(内訳) 母子世帯：15,009人、父子世帯：1,259人、養育者世帯：40人



※各年度3月末日現在

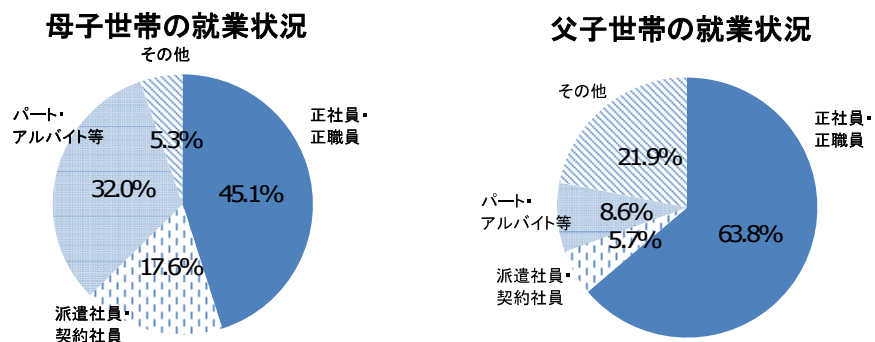
※H22.8月から父子世帯も支給対象となっている。

(厚生労働省 福祉行政報告例)

(4) 就業・収入状況

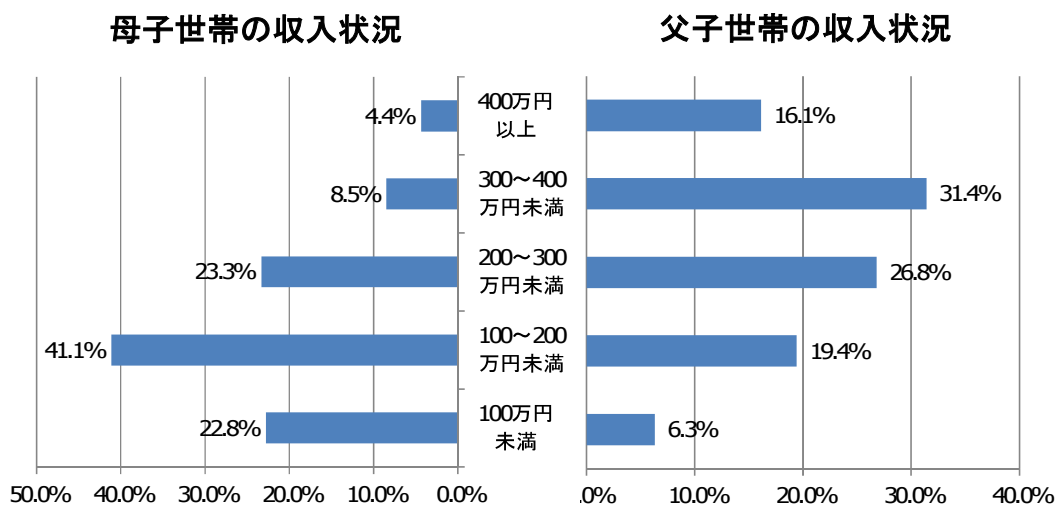
就業状況では、県内の母子世帯の約半数が派遣社員または契約社員、パートまたはアルバイト等の非正規雇用となっています。

収入状況では 200 万円未満の母子世帯は全体の約 6 割となっています。



※その他には、事業主、家族従業者、内職等が含まれている。

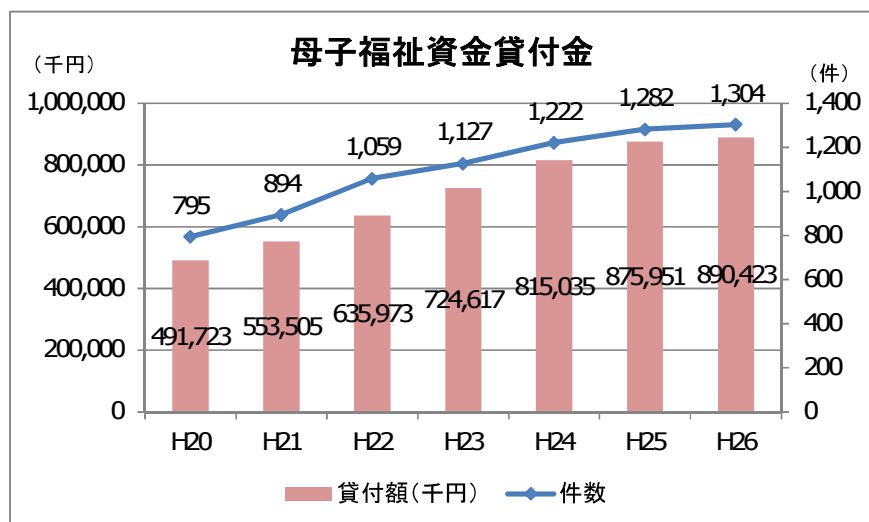
(平成 26 年度新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査)



(平成 26 年度新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査)

(5) 母子福祉資金貸付金の貸付状況

県全体の福祉資金貸付金の貸付件数及び貸付額は増加傾向が続き、平成26年度の貸付額は平成20年度に比べ約1.8倍となっています。



※母子及び寡婦福祉法の改正により、H26.10月から、父子家庭に対しても貸付を開始（H26 貸付実績：3件 2,506千円）

(県児童家庭課調べ)

貸付件数・金額とも最も多い資金は子どもの「修学資金」であり、就学支度資金とあわせて全体の約9割を占めています。

母子福祉資金の貸付状況

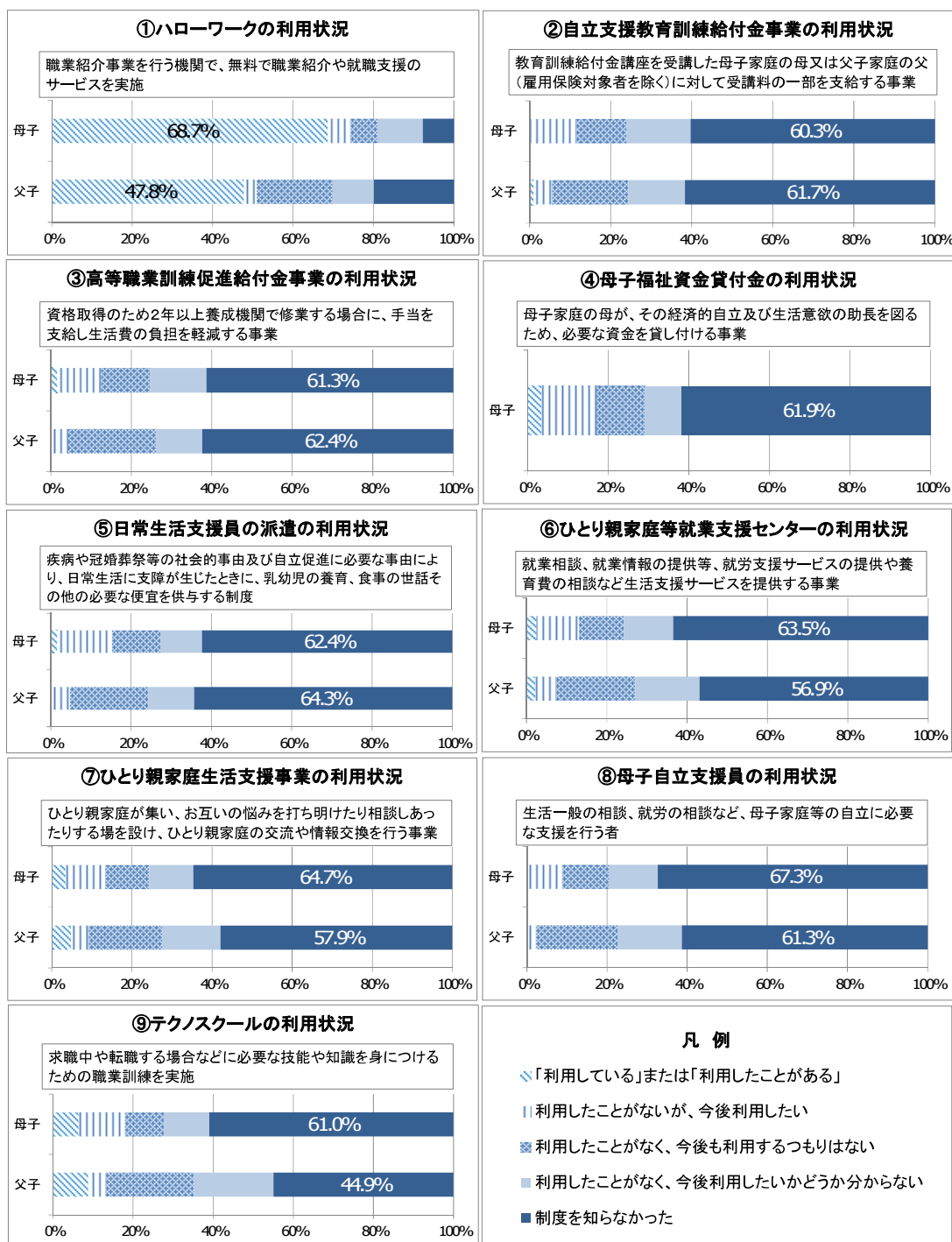
(単位:千円)

資金種類	平成26年度						平成25年度		対前年度比	
	新規貸付		継続貸付		合計		合計		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始							1	2,800	皆減	
事業継続							1	1,400	皆減	
修学	383	259,991	621	504,482	1,004	764,473	936	733,242	107.3%	104.3%
技能習得	10	5,551	8	6,192	18	11,743	17	9,234	105.9%	127.2%
修業	12	3,818	7	3,789	19	7,607	39	16,826	48.7%	45.2%
就職支度	4	1,013			4	1,013	13	3,670	30.8%	27.6%
医療介護							1	21	皆減	
生活	7	2,791	5	3,943	12	6,734	19	6,945	63.2%	97.0%
住宅	4	3,075			4	3,075	3	1,420	133.3%	216.5%
転宅	11	2,293			11	2,293	12	2,364	91.7%	97.0%
就学支度	232	93,485			232	93,485	240	98,029	96.7%	95.4%
結婚										
計	663	372,017	641	518,406	1,304	890,423	1,282	875,951	101.7%	101.7%

(県児童家庭課調べ)

(6) 公的制度の利用状況

母子、父子世帯ともに「ハローワーク」を「利用している」または「利用したことがある」人がそれぞれ68.7%、47.8%と比較的多くなっているものの、その他の制度は、ほとんど利用されていない状況にあり、「制度を知らなかった」とする人が半数以上となっています。



(平成26年度新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査)

(7) アンケートにおける主な意見・要望

平成 26 年度新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査において、下表の意見・要望をいただいています。

生活が厳しいなどの悩みに関する意見に次いで、福祉施策に関する情報提供や窓口対応の改善といった、行政全般に対する要望が多くなっています。

アンケート自由意見・要望	件数
<生活の悩み>	
生活が厳しい、余裕がない、不安である	52
<行政全般について>	
福祉施策に関する情報提供（情報を得やすい環境整備）	41
窓口の対応の改善（相談しやすい環境整備、わかりやすい説明）	19
経済的な援助をして欲しい	19
<子どもの進学について>	
学費等の工面が心配	30
学習支援をして欲しい	9
<子育て支援について>	
時間外保育の拡大（病児保育、土日開所を含む）が必要	18
<就業について>	
就職支援をして欲しい	17
資格取得のための支援をして欲しい	9

※県内に居住する児童扶養手当受給資格者世帯（母子世帯 3,011 世帯、父子世帯 636 世帯）にアンケートを実施し、そのうち自由意見・要望として記述のあった母子世帯 476 件、父子世帯 67 件を典型的に整理したもの

（平成 26 年度新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査）

現状から見える課題

ひとり親家庭の親は、子どもの養育による時間的制約や就業経験の少なさから、就業してもパートなどの不安定な雇用条件である場合が多いため、自立に向け、引き続き、生活支援だけでなく就業支援も含めた総合的な支援を続けていく必要があります。

各種の支援策が十分に活用されるためには、広く県民にひとり親家庭に関する制度が周知されることが必要です。またひとり親家庭の親の状況に応じて、関連する支援策の内容や窓口などの情報を的確に伝えられるよう、相談機能の強化を図ることが課題と言えます。

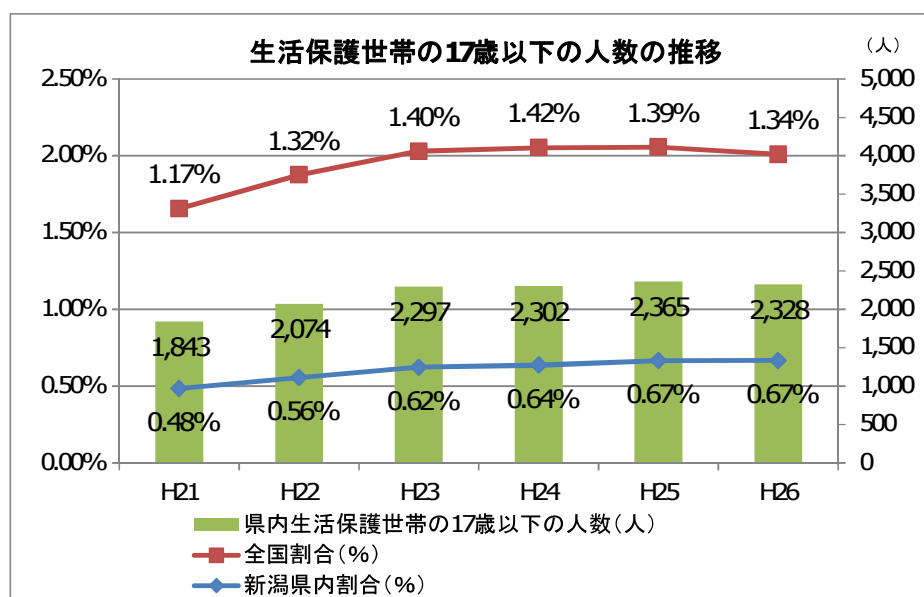
3 生活保護世帯の状況

- ・生活保護世帯の子どもの数は5年間で約1.3倍に増加している
- ・生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の進学率は県全体の平均と比べ大きな差が見られる

(1) 17歳以下の人数

少子化が進む中、県内の生活保護世帯の17歳以下の人数は増加傾向にあり、平成21年度から平成26年度の5年間で、約1.3倍に増加しています。

また、県全体の17歳以下の人数に占める割合も増加傾向にあります。ただし、全国よりは低い水準で推移しています。



※生活保護世帯の17歳以下の人数は毎年7月1日現在（厚生労働省 被保護者調査）
 ※割合(%)は毎年10月1日現在の推計人口（県：県統計課、全国：総務省統計局）
 を分母として試算

(2) 進学率・高等学校中退率・就職率

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成25年度が93.7%、平成26年度が96.9%と全国平均の91.1%を上回っています。高等学校卒業後の進学率も同様に年度間の数値変動が大きいものの、全国平均を上回る傾向となっています。

高等学校等中退率は、平成25年度が5.2%、平成26年度が4.3%と全国平均並みとなっています。

なお、高等学校卒業後の進学率(31.3%)、高等学校等中退率(4.3%)とも県全体の子どもの平均(78.1%、1.5%)と比べると大きな差が見られます。(下表参考)

生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率、就職率

指標		新潟県					全国 平成26年 4月1日現在 (平均値)
		平成22年 4月1日現在	平成23年 4月1日現在	平成24年 4月1日現在	平成25年 4月1日現在	平成26年 4月1日現在	
子どもの 高等 学校 等 進 学 率	全日制	74.8%	77.4%	74.0%	68.9%	68.6%	
	定時制	13.3%	10.3%	12.8%	14.9%	10.5%	
	通信制	0.0%	2.6%	2.0%	3.2%	3.5%	
	中等教育学校後期	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	3.1%	
	高等専門学校	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
	特別支援学校高等部	6.3%	2.6%	6.1%	5.4%	11.4%	
	専修学校(高等課程)	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	
	合計	94.4%	93.3%	95.4%	93.7%	96.9%	
子どもの大学等進学率		—	—	37.5%	40.5%	31.3%	91.1%
子どもの高等学校中退率		—	—	5.6%	5.2%	4.3%	31.7%
子どもの就職率(中学校卒業後)		0.0%	2.1%	3.1%	3.2%	0.9%	4.9%
子どもの就職率(高等学校卒業後)		—	—	43.8%	43.2%	47.2%	2.0%
							43.6%

※平成22年度及び平成23年度の「子どもの大学等進学率」「子どもの高等学校等中退率」「子どもの就職率(高等学校卒業後)」の調査は行われていない。

(「就労支援等の状況調査」(厚生労働省社会・援護局保護課調べ))

(参考)新潟県内の中学校及び高等学校の進学率、中退率、就職率

	指標	新潟県	左記内訳	出典
中学校	進学率	99.4		文部科学省 平成26年度学校基本調査
	就職率	0.1		
高等学校	進学率	78.1	大学等46.9% 専修学校等31.2%	
	就職率	18.9		
	中退率	1.5		文部科学省 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

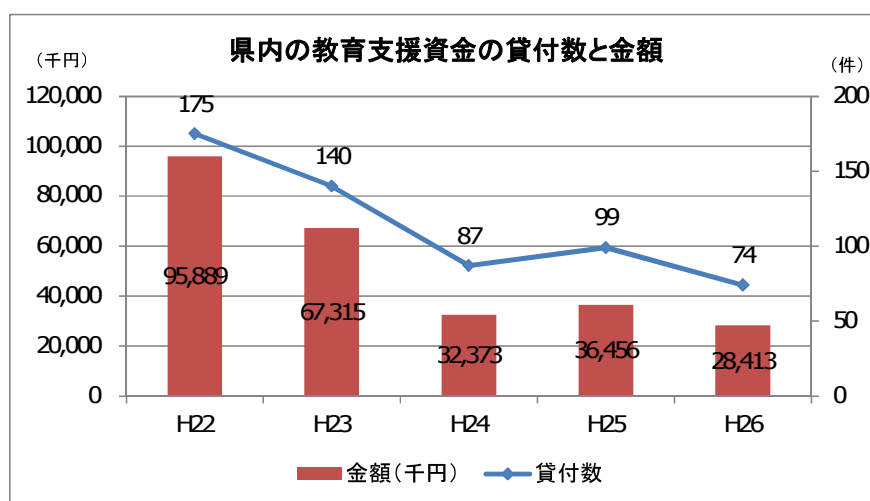
※中学校卒業後の進学率は、卒業者のうち高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進んだ者の占める割合

※高等学校卒業後の進学率は、卒業者のうち大学等進学者・専修学校(専門課程)進学者・専修学校(一般課程)等入学者・公共職業能力開発施設等の入学者の占める割合

(3) 教育支援資金の貸付状況

県社会福祉協議会は、低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費に対し、「教育支援資金」の貸付を実施しています。

この教育支援資金の貸付件数と金額は、平成22年度をピークに減少傾向にあります。



(厚生労働省 生活福祉資金貸付事業の実施状況調べ)

現状から見える課題

生活保護世帯の子どもの中学校及び高等学校卒業後の進学率は全国を上回る傾向となっていますが、年による変動もあり、継続的に把握する必要があります。また、高等学校等中退率は、全国平均並みであるものの、一般世帯の中退率の約2.9倍となっています。

一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うなど、生活保護世帯の子どもも含めて中退防止に引き続き取り組む必要があります。

4 経済的な困難を有する児童生徒の状況

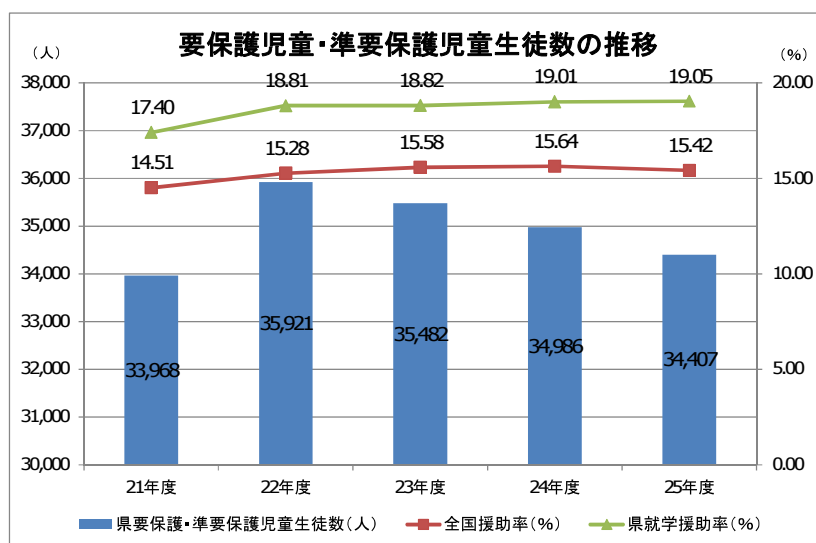
- ・県の就学援助率（公立小中学校の全児童生徒に占める割合）は増加傾向となっており、全国よりも高い水準で推移している

（1）要保護児童・準要保護児童生徒数

市町村は、経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を援助しています。この就学援助を受けた児童生徒の数は、平成22年度をピークに減少傾向にあります。

また、県の就学援助率（公立小中学校の全児童生徒に占める割合）は増加傾向となっており、全国よりも高い水準で推移しています。

なお、就学援助は、市町村の自治事務であることから、全国一律の基準で行われているものではなく、それぞれの市町村によって支援の在り方は様々となっています。



(文部科学省 就学援助実施状況調査)

要保護・準要保護児童生徒数と公立小中学校児童生徒総数の推移

年度	要保護・準要保護児童生徒数(人)	県公立小中学校児童生徒総数(人)	県就学援助率(%)	全国援助率(%)
21年度	33,968	195,242	17.40	14.51
22年度	35,921	190,926	18.81	15.28
23年度	35,482	188,493	18.82	15.58
24年度	34,986	184,050	19.01	15.64
25年度	34,407	180,603	19.05	15.42

(文部科学省 就学援助実施状況調査)

(2) 小学校・中学校の長期欠席者数

平成25年度間の長期欠席者数は小学校、中学校のいずれも前年度より減少し、またその率は全国平均を下回っています。また、経済的理由による長期欠席者も0人となっています。

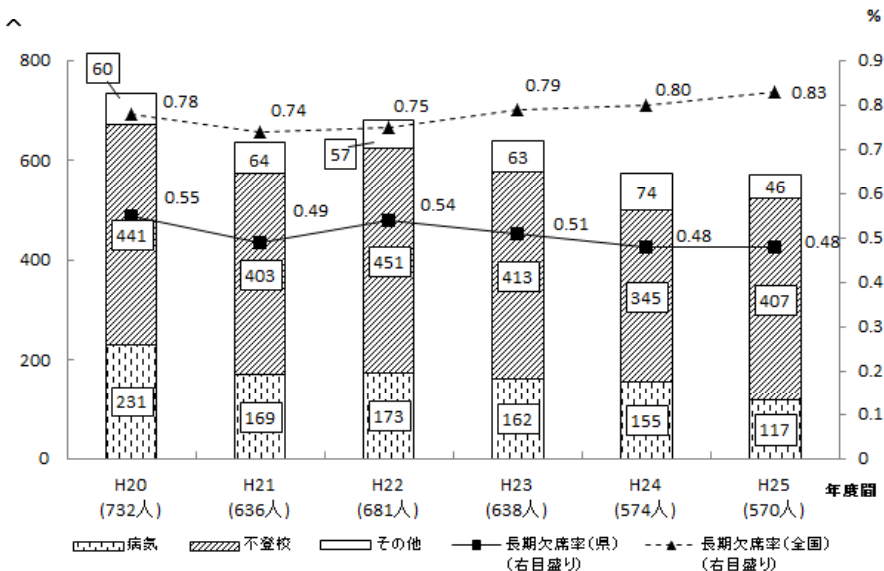
小学校の理由別長期欠席者数

区分	本 県					全 国				
	計	病気	経済的 理 由	不登校	その他	計	病気	経済的 理 由	不登校	その他
24年度間	574 (0.48)	155 (0.13)	- (-)	345 (0.29)	74 (0.06)	53,952 (0.80)	20,335 (0.30)	34 (0.00)	21,243 (0.31)	12,340 (0.18)
25年度間	570 (0.48)	117 (0.10)	- (-)	407 (0.34)	46 (0.04)	55,486 (0.83)	18,763 (0.28)	30 (0.00)	24,175 (0.36)	12,518 (0.19)
対前年度 増減数	△ 4	△ 38	-	62	△ 28	1,534	△ 1,572	△ 4	2,932	178
対前年度 増減率	△ 0.7	△ 24.5	…	18.0	△ 37.8	2.8	△ 7.7	△ 11.8	13.8	1.4

(注) 「長期欠席者」とは、平成26年3月31日現在の在学者のうち、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した者をいう。
各年度の下段にある()内の数値は、当該年度の児童数(5月1日現在)に対する比率である。

(文部科学省 学校基本調査)

小学校の理由別長期欠席者数・長期欠席率の推移



(注)「経済的理由」は、H20~H25年度間の各年度間で該当者なし。

(文部科学省 学校基本調査)

中学校（中等教育学校前期課程を含む）の理由別長期欠席者数

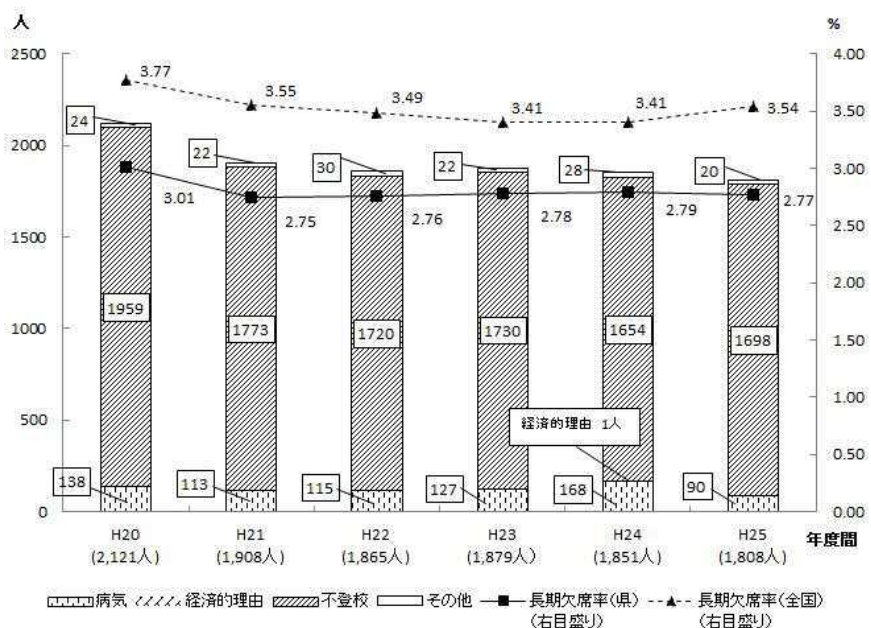
単位：人・%

区分	本 県					全 国				
	計	病気	経済的 理由	不登校	その他	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
24年度間	1,851 (2.79)	168 (0.25)	1 (0.00)	1,654 (2.49)	28 (0.04)	121,817 (3.41)	18,581 (0.52)	57 (0.00)	91,446 (2.56)	11,733 (0.33)
25年度間	1,808 (2.77)	90 (0.14)	- (-)	1,698 (2.60)	20 (0.03)	125,834 (3.54)	18,668 (0.53)	55 (0.00)	95,442 (2.69)	11,669 (0.33)
対前年度 増減数	△ 43	△ 78	△ 1	44	△ 8	4,017	87	△ 2	3,996	△ 64
対前年度 増減率	△ 2.3	△ 46.4	△ 100.0	2.7	△ 28.6	3.3	0.5	△ 3.5	4.4	△ 0.5

(注) 「長期欠席者」とは、平成26年3月31日現在の在学者のうち、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した者をいう。
各年度の下段にある()内の数値は、当該年度の生徒数（5月1日現在）に対する比率である。

(文部科学省 学校基本調査)

中学校（中等教育学校前期課程を含む）の理由別長期欠席者数及び長期欠席率の推移



(注) H24年度間は「経済的理由」の欠席者が1人。H20～H23年度間及びH25年度間は該当者なし。

(文部科学省 学校基本調査)

現状から見える課題

経済的な困難を有する児童生徒の状況を把握したり比較したりする統一的な指標がない状況にあります。

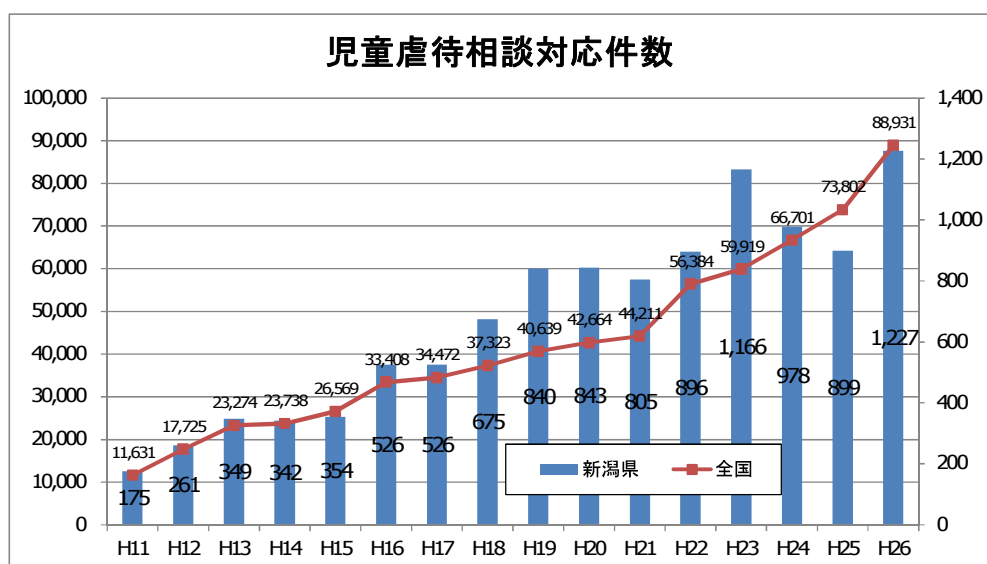
5 社会的養護を要する児童の状況

- ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向となっている

(1) 児童相談所における児童虐待相談対応件数

県内の児童相談所が相談を受けて対応した児童虐待の件数は年度によって増減はあるものの、増加傾向にあり、平成26年度は1,227件と過去最高を更新しました。

保護者による適切な養育が受けられない場合は、子どもを児童養護施設等へ入所措置等する場合があります。



(県児童家庭課調べ)

(2) 施設入所・里親委託の状況

県内の施設入所等社会的養護を要する児童数は過去数年 300 人程度で推移しています。

(単位:人)

入所(委託) 措置児童数	H22	H23	H24	H25	H26
乳児院	29	28	31	29	27
児童養護施設	169	165	158	153	162
里親委託 (ファミリーホーム委託を含む)	100	103	122	123	122
計	298	296	311	305	311

※各年度3月末日現在

(厚生労働省 福祉行政報告例)

現状から見える課題

児童虐待の発生を予防するため、地域における子育て支援体制の充実及び虐待相談に対する体制の強化が課題となっています。

また、施設入所児童へ適切な支援を行えるよう、児童養護施設等の整備や施設機能の強化を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

2 基本目標

本計画の個別施策の実施に当たっては、第2章「本県の子どもを取り巻く現状と課題」を踏まえ、以下に示す4つの基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

I 第一に子どもに視点を置き、切れ目のない施策の実施等に配慮します

II 保護者等への支援についても、子どもへの支援と同様に重要であるとの認識を持って取り組みます

III 教育・福祉・労働・司法等の関係機関が連携し、貧困対策を総合的に進めます

IV 子どもの貧困の実態把握に努め、実態を踏まえて対策を推進します

3 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を総合的に推進していくためには、子どもの貧困について、親の所得から算出した子どもの貧困率（相対的貧困率）だけでなく、多面的に捉えることが必要です。

国の大綱では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために25の指標を掲げています。本計画においても、全国との比較を含め、本県の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果等を検証・評価するために指標を設定することとします。

なお、国の指標の中には、都道府県ごとのデータがない項目があり、また、本県の子どもの貧困の状態を測る独自指標が必要であると考えられるため、以下を指標として設定します。

■子どもの貧困に関する指標（国大綱に掲げる25の指標）

No.	指 標	全国	県の数値	基準日・出典	
				国	県
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	91.1%	96.9%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.9%	4.3%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	31.7%	31.3%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学卒業後)	2.0%	0.9%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高校卒業後)	43.6%	47.2%	(H26.4.1) 厚生労働省調べ	同左
6	児童養護施設の子どもの進学率(中学卒業後)	97.2%	100.0%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左
7	児童養護施設の子どもの就職率(中学卒業後)	1.3%	0.0%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左
8	児童養護施設の子どもの進学率(高校卒業後)	22.6%	21.4%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左
9	児童養護施設の子どもの就職率(高校卒業後)	70.9%	64.2%	(H26.5.1) 厚生労働省調べ	同左
10	ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園)	72.3%	63.0%	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	(H26年度) 新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査
11	ひとり親家庭の子どもの進学率(中学卒業後)	93.9%	—	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	
12	ひとり親家庭の子どもの就職率(中学卒業後)	0.8%	—	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	
13	ひとり親家庭の子どもの進学率(高校卒業後)	41.6%	—	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	
14	ひとり親家庭の子どもの就職率(高校卒業後)	33.0%	—	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	
15	スクールソーシャルワーカー ¹⁾ の配置人数	1,008人	4人	(H25年度) 文部科学省調べ	同左
16	スクールカウンセラー ²⁾ の配置率(小学校)	49.2%	44.2%	(H25年度) 文部科学省調べ	(H26年度) 派遣校数の実績値
17	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	85.9%	100.0%	(H25年度) 文部科学省調べ	(H26年度) ハートフル相談員を含む
18	就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	67.5%	96.7%	(H26年度) 文部科学省調べ	(H26年度) 県調べ
19	就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	66.6%	96.7%	(H26年度) 文部科学省調べ	(H26年度) 県調べ
20	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階 61.6% 在学採用段階 100.0%	—	(H26年度) 日本学生支援機構調べ	
21	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	—	(H26年度) 日本学生支援機構調べ	
22	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	80.6%	88.0%	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	(H26年度) 新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査
23	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	91.3%	93.5%	(H23.11.1) H23全国母子世帯等調査	(H26年度) 新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査
24	子どもの貧困率	16.3%	—	(H24年度) H25国民生活基礎調査	
25	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	—	(H24年度) H25国民生活基礎調査	

■子どもの貧困に関する指標（県独自指標）

No.	指 標	県の数値	基準日・出典
1	「子育てに対する経済的支援について配慮されている」と感じる県民の割合	34.2%	(H26年度) 第5回県民アンケート調査「県民の福祉に関する満足度調査」
2	「子育て環境が整備されている」と感じる県民の割合	25.8%	(H26年度) 新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査
3	「交流や助け合いなど地域全体で子育てを支え合う体制が整っている」と感じる県民の割合	26.6%	(H26年度) 新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査
4	高等学校における、経済的理由による中途退学者の人数	0人	(H26年度) 文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
5	児童扶養手当受給者数	母子 15,009世帯 父子 1,259世帯 養育者 40世帯	(H26年度) 厚生労働省福祉行政報告例
6	ひとり親家庭の年収200万円未満の割合	母子世帯 63.9% 父子世帯 25.7%	(H26年度) 新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査
7	17歳以下の子どもの生活保護受給割合	0.67%	(H26年度) 厚生労働省被保護者調査及び新潟県推計人口から算出
8	県教育支援資金の貸付数・金額	74件 28,413千円	(H26年度) 生活福祉資金貸付事業の実施状況調べ

- 1) スクールソーシャルワーカー：社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持ち、専門的な知識や技術を有する者。
多様な方法を用いて学校や教育委員会の課題解決を支援するために、各教育事務所に配置しているものであり、福祉関係機関等と連携し、貧困家庭の子どもたち等を生活支援や福祉制度へつなげていく役割も担う。
- 2) スクールカウンセラー：臨床心理に関する高度に専門的な知識を有し、児童生徒へのカウンセリングや教職員への助言等、相談指導体制の確立を目的として中学校等に配置しているカウンセラーであり、子どもの貧困対策においても、児童生徒の感情面や情緒面の支援を行う役割を担う。

4 達成目標

本計画では、次のとおり達成目標を設定し、その達成に向け、子どもの貧困対策の充実を図っていきます。

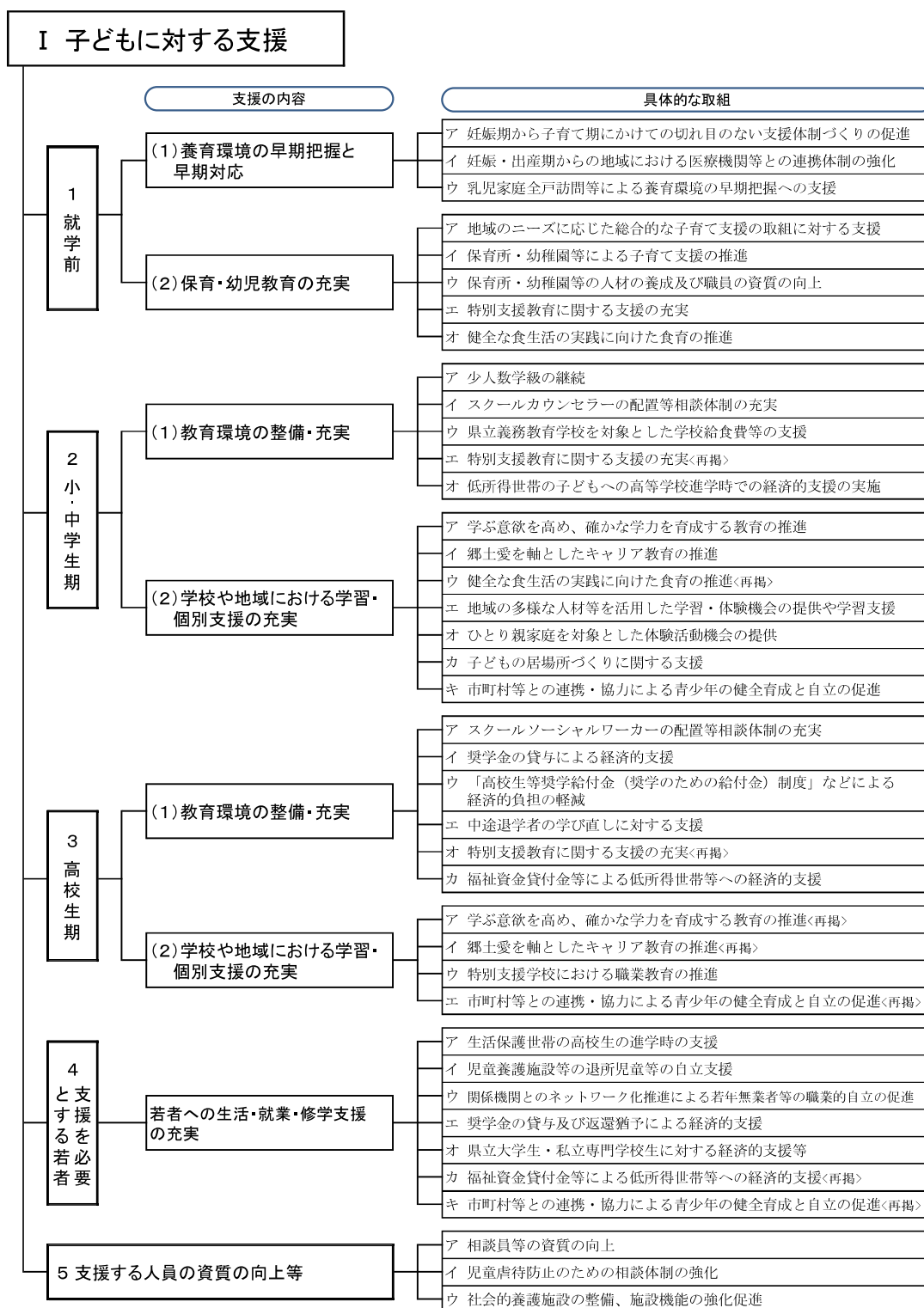
指 標	平成 26 年度	平成 32 年度 目 標
「子育てに対する経済的支援について配慮されている」と感じる県民の割合	34.2%	上昇させる

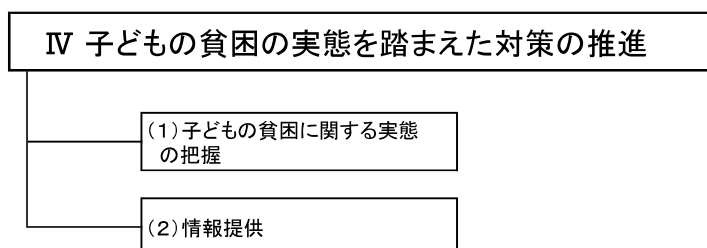
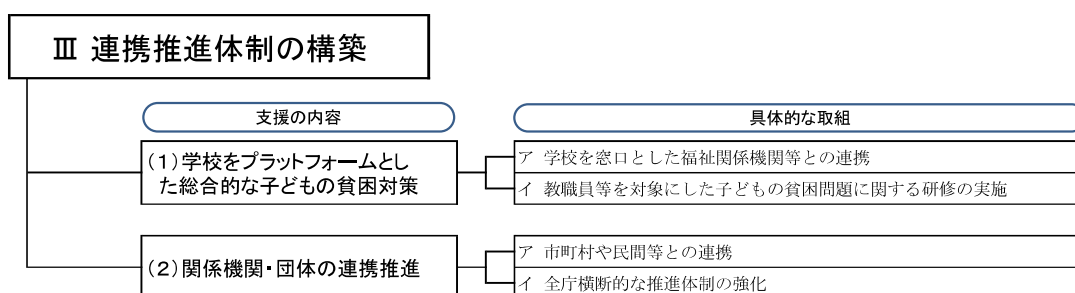
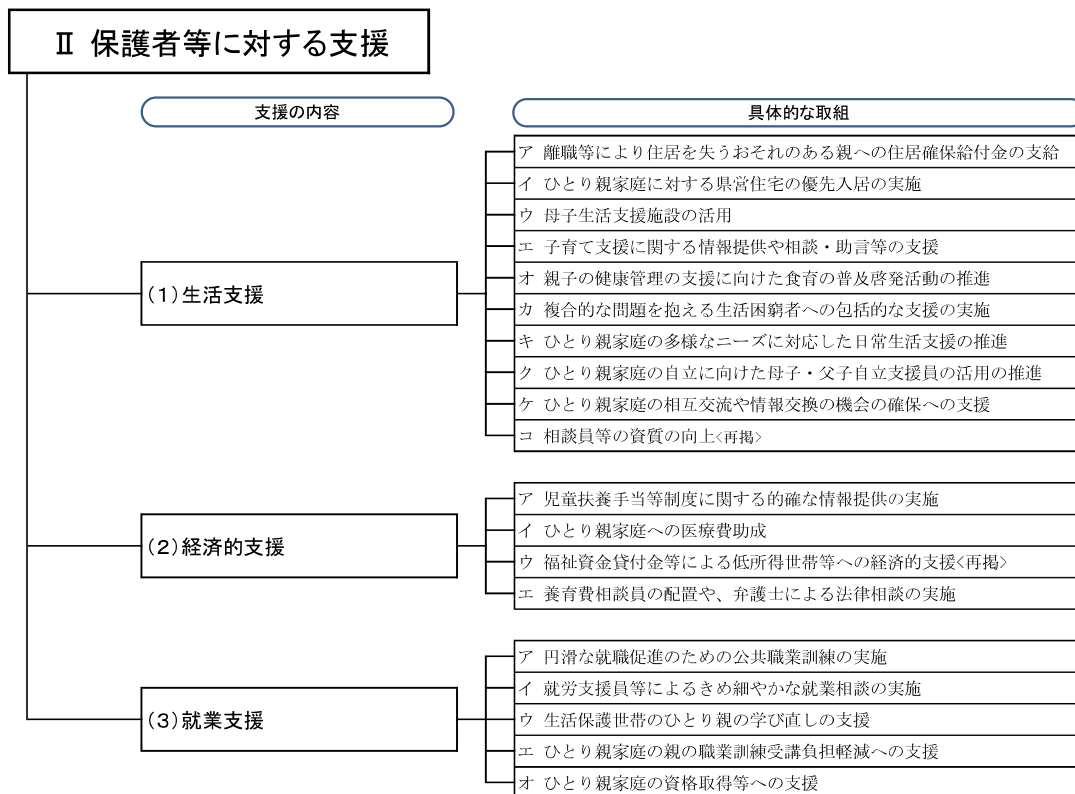
※参考目標

以下について参考目標とし、必要に応じて項目を見直していきます。

指 標	平成 26 年度	平成 32 年度 目 標
「子育て環境が整備されている」と感じる県民の割合	25.8%	上昇させる
「交流や助け合いなど地域全体で子育てを支え合う体制が整っている」と感じる県民の割合	26.6%	上昇させる
高等学校における、経済的理由による中途退学者の人数	0 人	継続する

5 施策体系





第4章 施策の展開

基本目標の達成に向け、「子どもに対する支援」、「保護者等に対する支援」、「連携推進体制の構築」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として総合的に推進していきます。

I 子どもに対する支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

1 就学前

施策の方向性

- 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、支援が必要な家庭の早期把握に努めます。
- 幼児期の教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、保育・幼児教育、子育て支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

- ア 家庭の経済状況に関わらず安心して妊娠・出産・子育てができるよう、身近な地域で総合相談・支援等を行う拠点を整備する市町村の取組を支援し、妊産婦等の支援ニーズに応じた妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援を行える体制づくりを促進します。
- イ 若年妊婦、望まない妊娠、妊婦健診未受診などの支援が必要な家庭を把握する市町村の取組を支援し、妊娠・出産期から医療機関と連携して継続支援を行うため、地域における連携体制の強化を図ります。
- ウ 市町村が乳児家庭全戸訪問などにおいて養育環境の早期把握に努め、養育支援が必要な場合には保健師等による家庭訪問や指導・助言等を行う取組に対し支援を行います。

(2) 保育・幼児教育の充実

- ア 保育・幼児教育、子育て支援を全ての家庭の子どもが享受できるよう、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援が実施されるよう市町村の取組を支援します。
- イ 保育所や幼稚園が、地域の子育て・幼児期の教育センターとして、子育てを支援する役割を果たせるよう、子育て支援活動を促進します。

- ウ 保育所、幼稚園、認定こども園及び地域子育て支援拠点職員の職務の遂行に必要な知識及び技術に関する研修会を開催するなど、人材の養成及び資質の向上を図ります。

- エ 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある幼児の保護者等の支援を図っていきます。

- オ 適切な栄養管理の重要性が認識され、健全な食生活が実践されるよう、給食施設に対する栄養管理に関する指導とともに、自治会等の地域活動における食育の取組を促進します。

2 小・中学生期

施策の方向性

- 児童生徒一人一人にきめ細かい支援を行えるよう、少人数学級の推進や、学校の教育相談体制の充実など、教育環境の整備・充実を図ります。
- 児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、学校や地域における学習支援・個別支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

- ア 児童生徒一人一人のきめ細かな指導を一層推進するために、中学校3年生まで拡充した少人数学級を、今後も継続して実施します。
- イ スクールカウンセラーの配置等によって学校の教育相談体制の充実を図り、児童生徒やその保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。
- ウ 県立中学校、県立中等教育学校前期課程、県立特別支援学校小・中学部に在籍し、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、医療費及び学校給食費の援助を行います。
- エ 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒の保護者等の支援を図っていきます。〈再掲〉
- オ 低所得世帯の子どもが高等学校等に進学する際、入学料等の負担が軽減されるよう支援します。

(2) 学校や地域における学習・個別支援の充実

- ア インターネットで診断問題や分析結果等の配信を行う「Web配信集計システム」を拡充し、児童生徒の学力向上を保障する各学校の授業改善を支援します。

イ ふるさとへの愛着や誇りと、自分の将来を設計し、自立して生きていく力をはぐくむため、郷土や職業に関する視聴覚教材（キャリア教育 DVD）を作成・配布し、各教科及び総合的な学習の時間等での活用を推進します。

働くことの大切さや厳しさを理解させ、子どもが将来自立して生きていく力をはぐくむため、学校や市町村教育委員会に、職場体験日数の延伸を働きかけます。

ウ 児童生徒が生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう、学校の教育活動全体を通じて食育の充実を図るとともに、家庭・地域と連携・協力した取組を支援します。

また、適切な栄養管理の重要性が認識され、健全な食生活が実践されるよう、給食施設に対する栄養管理に関する指導とともに、自治会等の地域活動における食育の取組を促進します。〈再掲〉

エ 地域の多様な人材等を活用した、放課後・土曜日等における、幼児期から中学生期にかけての子どもを対象とする教育活動を支援します。

オ ひとり親家庭¹⁾を対象とした体験活動機会を提供します。

カ 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用した適切な遊びや生活の場を提供する市町村の取組を支援し、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所の確保を推進します。

キ 市町村や青少年関係団体等による青少年の自立や社会参加活動等の取組に対する支援として、会議等の開催により連携・協力体制の充実を図ります。

また、青少年健全育成県民大会の開催により非行・被害の防止を図り、わたしの主張大会の開催等により青少年の健全な育成を図ります。

¹⁾ ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭及び寡婦
ひとり親家庭の親等：母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦

3 高校生期

施策の方向性

○全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、教育費の負担軽減を図るとともに、ふるさと新潟で夢をかなえることができるよう、ふるさとへの愛着や誇りと、自分の将来を設計し、自立して生きていく力をはぐくみます。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

ア 高等学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整え、子どもの貧困対策や生徒指導上の諸問題の解消を目指します。

イ 経済的理由により修学が困難な高校生に対して奨学金を貸与し、在学中勉学に専念できるよう支援します。

ウ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、一定の所得額未満の世帯に対し、授業料に充てるための就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対する支援として、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の奨学給付金を支給します。

また、私立高校生に対して、県学費軽減事業により家庭の教育費負担軽減を図ります。

エ 高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、国の定める就学支援金支給期間経過後も卒業するまでの間、就学支援金相当額を支援します。

なお、その際には上記アのスクールソーシャルワーカーに相談することも可能です。

オ 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある生徒の保護者等の支援を図っていきます。〈再掲〉

カ 低所得世帯等に対する生活福祉資金貸付制度及びひとり親家庭等に対する母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により、生活、就職、教育等にかかる資金の貸付を行い、低所得世帯等の経済的自立と、福祉増進を図ります。

(2) 学校や地域における学習・個別支援の充実

- ア 生徒一人一人の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成します。
- イ ふるさとへの愛着や誇りを育み、郷土への貢献意欲を高めるとともに、生徒一人一人が主体的に自らの生き方を考え、将来に向けた目的意識と未来を切り拓く力の育成を図ります。
- ウ 特別支援学校において、個々の適性や進路ニーズに応じることができる教育課程の編成とキャリア教育の実施に努めるとともに、企業や労働関係機関等と連携協力し、職場開拓や進路指導に努めます。
- エ 市町村や青少年関係団体等による青少年の自立や社会参加活動等の取組に対する支援として、会議等の開催により連携・協力体制の充実を図ります。
また、青少年健全育成県民大会の開催により非行・被害の防止を図り、わたしの主張大会の開催等により青少年の健全な育成を図ります。〈再掲〉

4 支援を必要とする若者

施策の方向性

○社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、生活支援、就業支援、修学支援を実施します。

【具体的な取組】

若者への生活・就業・修学支援の充実

- ア 生活保護世帯の高校生がアルバイト等によって得た就労収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てる場合は、収入認定除外の取扱いとすることで、大学等への進学を支援します。
- イ 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人の確保、未成年後見人制度の周知等により、子どもの自立を支援します。
- ウ 若年無業者（いわゆるニート）等の職業的自立を促進するため、県内5カ所にある「地域若者サポートステーション」の活用をはじめ、NPO法人などの各種若者支援団体等関係機関との相互連携・ネットワーク化の推進を図ります。
- エ 経済的理由により修学が困難な大学生・短期大学生及び専修学校生に対して奨学金を貸与し、在学中勉学に専念できるよう支援します。また、本人が在学中や低所得等である場合は返還を猶予します。
- オ 県立大学と県立看護大学において生活保護世帯等の学生に対して、授業料免除を行います。
また、経済的理由により修学が困難な私立専門学校生に対しては、修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、私立専門学校から授業料の一部減免を受ける生徒に対する経済的支援とファイナンシャルプランナーによる財政的生活設計に対する助言を行います。

カ 低所得世帯等に対する生活福祉資金貸付制度及びひとり親家庭等に対する母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により、生活、就職、教育等にかかる資金の貸付を行い、低所得世帯等の経済的自立と、福祉増進を図ります。
<再掲>

キ 市町村や青少年関係団体等による青少年の自立や社会参加活動等の取組に対する支援として、会議等の開催により連携・協力体制の充実を図ります。

また、青少年健全育成県民大会の開催により非行・被害の防止を図り、わたしの主張大会の開催等により青少年の健全な育成を図ります。 <再掲>

5 支援する人員の資質の向上等

施策の方向性

○支援を必要とする方に適切に支援を提供することができるよう、相談対応職員の資質の向上を図ります。

【具体的な取組】

ア 生活困窮者自立支援制度における相談員等に対して、国で実施する研修の受講の他に、県においても研修を実施し、相談員等の資質の向上を図ります。

また、ひとり親家庭の状況に応じた適切な相談対応ができるよう、県の地域機関や市町村の窓口の担当者に対して、相談の受け方や心構え、助言の仕方など研修による資質の向上を図ります。

イ 児童虐待の発生を予防するため、地域における子育て支援体制の充実に向けた地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の運営支援等を実施し、相談体制の強化を図ります。

また、児童相談所、学校、児童福祉施設等関係機関の職員や児童委員等を対象に児童虐待に関する研修会を開催し、虐待防止に必要な専門知識の向上を図ります。

ウ 保護が必要な子どもに適切な支援を行えるよう児童養護施設等の整備を図るほか、児童の自立支援、特性に応じた個別ケア及び家庭への支援など施設機能の強化を推進します。

Ⅱ 保護者等に対する支援

施策の方向性

○保護者やその他の世帯員の複合的な課題に対応するため、保護者等への支援も、子どもへの支援と同様に重要であるとの認識を持ち、生活支援、経済的支援及び就業支援を実施します。

【具体的な取組】

(1) 生活支援

- ア 生活困窮者自立支援制度に基づき、離職等により住まいを失うおそれのある方に対して、安心して就職活動を行うことを目的に住居確保給付金を一定期間支給します。
- イ 住宅に困窮するひとり親家庭について、県営住宅の募集・選考において優先的に取り扱うなど、子育て世帯の住宅確保に配慮します。
- ウ 経済的に困窮する母子家庭や、子どもの養育に不安を抱える母子家庭など専門的・継続的な支援を必要としている母子世帯の母と子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設等を活用しながら、自立に向けた地域での生活を支援します。
- エ 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、市町村が行う子育て支援に関する情報提供、相談・助言及び関係機関との連絡調整等の取組を支援します。
- オ 親子の健康管理を支援するため、関係団体と連携し、食の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、望ましい食習慣の定着に向けた普及啓発活動を推進します。

カ 複合的な問題を抱える生活困窮者¹⁾に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき設置される自立相談支援機関において、包括的な支援を行うとともに必要に応じて適切な関係機関につなぐことで、問題の解決を図ります。また、家計に問題のある生活困窮者に対して、家計相談支援事業を実施します。

キ 家庭生活支援員の派遣により、介護や家事等の生活援助や子育て支援など、ひとり親家庭の多様なニーズや時間帯に対応した日常生活支援を推進します。

ク ひとり親家庭の親等の自立に必要な情報提供及び助言・指導・相談を行うため、県の地域機関や市町村などの相談窓口における情報の共有化を図るとともに、関係機関と連携した支援を実施します。
また、支援する母子・父子自立支援員²⁾の積極的な活動を推進します。

ケ ひとり親家庭の親や子どもの心を支えるため、当事者同士が悩みを打ち明け合うことができる相互交流や情報交換の機会の確保のための支援を行います。

コ 生活困窮者自立支援制度における相談員等に対して、国で実施する研修の受講の他に、県においても研修を実施し、相談員等の資質の向上を図ります。
また、ひとり親の状況に応じた適切な相談対応ができるよう、県や市町村の窓口の担当者に対して、相談の受け方や心構え、助言の仕方など研修による資質の向上を図ります。〈再掲〉

(2) 経済的支援

ア 児童手当や児童扶養手当の制度の趣旨、内容に関する的確な情報提供を図るとともに、受給に係る手続について適切な助言ができるよう、県や市町村の窓口の担当者の資質を向上させることにより、適正な支給を図ります。

¹⁾ 生活困窮者：生活困窮者自立支援法第2条により「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活保護受給者は除く）。

²⁾ 母子・父子：ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行うため、都道府県知事、市長及自立支援員 び福祉事務所を設置する町村長から委嘱されている者。

イ 市町村が行うひとり親家庭医療費助成事業¹⁾の趣旨及び制度利用に関する情報を提供するとともに、適正な医療費の助成ができるよう支援します。

ウ 低所得世帯等に対する生活福祉資金貸付制度及びひとり親家庭等に対する母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により、生活、就職、教育等にかかる資金の貸付を行い、低所得世帯等の経済的自立と、福祉増進を図ります。
<再掲>

エ ひとり親家庭等就業・自立支援センター²⁾において、養育費専門相談員を配置するとともに、より専門的な相談に対応するため、弁護士による法律相談を引き続き実施します。

(3) 就業支援

ア 離職者の円滑な就職促進のため、民間教育機関等を活用して公共職業訓練を実施します。

イ 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度に基づき、保護世帯の方や生活困窮者に対して、福祉事務所や自立相談支援機関に配置されている就労支援員による支援を実施します。また、ハローワークとのチーム支援に取り組むとともに、就労の準備段階の方への支援について、企業等からの協力を得ながら取り組んでいきます。

保護世帯の方に対しては、生活保護制度において技能習得のための費用（技能習得費）、積極的に就労活動に取り組む方への就労活動推進費や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金の支給を行います。

また、ひとり親家庭の親等に対しては、ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援員による個々の状況に応じたきめ細やかな就業相談を実施します。

¹⁾ ひとり親家庭医療費助成事業：ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、その父又は母及び児童等の医療費に対して助成する事業。

²⁾ ひとり親家庭等就業・自立支援センター：母子家庭、父子家庭及び寡婦の就業・自立を支援するために、就業相談に応じ、家庭状況、職業能力の適正、就業経験等に応じたアドバイスを行うとともに、生活相談に応じ、養育費等の取得、日常生活支援等のアドバイスを行う。

ウ 生活保護制度に基づき、保護世帯である、ひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件を満たす場合、就学に係る費用（高等学校就学費）を支給します。

エ 公共職業訓練において、ひとり親家庭の親に対して優先枠を設け、知識や技能の習得を容易にし、就職を促進します。

また、雇用保険受給資格を有せず、所得要件を満たす場合には、職業訓練の受講期間中、訓練手当を支給します。

オ 自立支援教育訓練給付金¹⁾や高等職業訓練促進給付金²⁾等を活用し、ひとり親家庭の親の職業能力開発を図ります。

1) 自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の親が就業に結びつく教育訓練講座を受講する場合に、必要な費用の一部を助成します。

2) 高等職業訓練促進給付金：ひとり親家庭の親が資格取得のため養成機関で2年以上のカリキュラムを修業する際に、修業期間において生活費を支給します。

Ⅲ 連携推進体制の構築

施策の方向性

○学校をプラットフォームとして位置付け、教育・福祉・労働・司法等の関係機関が連携し、貧困対策を総合的に進めます。

【具体的な取組】

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策

ア 教育事務所等に配置したスクールソーシャルワーカーの活用により、各学校と福祉関係機関との連携を進めます。

イ 相談体制の整備や関係機関との連携が図られるよう、教職員や指導主事等を対象とした研修を行います。

(2) 関係機関・団体の連携推進

ア 子どもの貧困対策は県だけでなく、市町村や民間等を含めた県民全員で一体となって取り組むことが重要であるとの認識を持ち、市町村や民間等と連携・協働し、地域の実情に合った支援の効果的な取組を促進します。

イ 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもに対する学校や地域における学習・個別支援の実施や、保護者等に対する生活・就業等の支援の実施に向け、教育・福祉・労働・司法等の多様な分野の関係者が連携・協力しながら、効果的な施策に取り組みます。

Ⅳ 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

施策の方向性

○子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、施策を推進します。

(1) 子どもの貧困に関する実態の把握

支援を要する緊急度の高い子どもや親に優先的に施策が講じられ、より効果的な支援が実施されるよう、今後、子どもの貧困に関する実態の把握に努め、必要な施策の推進につなげていきます。

なお、施策の推進に当たっては、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう子どもの気持ちに寄り添った取組となるよう努めます。

(2) 情報提供

本県における子どもの貧困対策については、様々な支援がありますが、既存の支援に関する情報が県民に十分届いておらず、必要な支援が届いていないことも懸念されます。

県のホームページや広報活動等を通じて、支援を必要としている方が適切な支援を受けることができるよう、支援に関する情報提供に努めます。

第5章 計画の進捗管理

本計画については、毎年度進捗管理を行います。

また、子どもの貧困に関する実態のほか、社会経済情勢の変化、計画に掲げられた施策の実施状況やその効果及び国における大綱の見直し状況等を勘案し、計画の見直しを検討します。

なお、計画期間の6年間の終了した時点で、取組の実績について検証・評価を行い、子どもの貧困に関する実情を踏まえて施策を実施するため、新潟県子どもの貧困対策推進検討委員会に報告するとともに、広く県民に周知します。